

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	指定難病等の支給認定事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

長崎県は、指定難病及び先天性血液凝固因子障害等医療費の支給認定事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼすおそれがあることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

- ・本業務において用いるシステムの利用に当たっては、内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ID及びパスワードによるアクセス制限、利用可能端末の制限、システム操作者の使用記録を保存する等の対策を講じる。
- ・外部からの当該システムに対するアクセスを制限し、責任者の許可がある場合を除く外部への情報資産の送付及び持ち出し並びに外部における情報処理作業を禁止する等、情報漏えいに対する対策を講じる。
- ・当該システムの維持管理等を外部事業者に委託する際には、当該事業者との契約において長崎県個人情報取扱事務委託基準に基づく別記個人情報取扱特記事項を締結し、当該事業者に対し、個人情報の保護のための措置を講じること等を義務づける。

評価実施機関名

長崎県知事

公表日

令和8年6月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	指定難病等の支給認定事務
②事務の概要	<p>【概要】 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、同法で定める者に対して、指定難病の認定・各種変更等の事務を行う。 平成17年4月1日付け健疾発第0401003号厚生労働省健康局疾病対策課長通知「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の実施について」(以下「実施通知」という。)に基づき、実施通知で定めるものに対して、先天性血液凝固因子障害等医療費受給者証の認定・各種変更等の事務を行う。</p> <p>【具体的内容】 新規・更新申請及び変更届の内容により審査を行う。 ・世帯全員の住民票により対象患者、同一医療保険加入者の居住地の確認。 ・対象患者の属する世帯の課税額等により、自己負担額の階層区分を決定。 (調査項目:市町村民税額、生活保護認定状況、年収等) 認定者に対し、自己負担額、高額療養費適用区分を記載した受給者証を交付。</p>
③システムの名称	難病システム、中間サーバ、統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
指定難病受給者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○番号法第9条第1項 別表131の項 ○番号法第9条第1項に規定する準法定事務省令の表13の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表158の項 ○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表173の2の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	長崎県福祉保健部国保・健康増進課
②所属長の役職名	国保・健康増進課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	・長崎県福祉保健部国保・健康増進課 所在地:〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話番号:095-895-2496 ・総務部県民センター 所在地:〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話番号:095-894-3441
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	・長崎県福祉保健部国保・健康増進課 所在地:〒850-8570 長崎市尾上町3-1 電話番号:095-895-2496

9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	
[基礎項目評価書] <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書	
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	

2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	①「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」(令和5年12月18日デジタル庁)の次の留意事項等を遵守している。 ・住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行うこと。 ・申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会は、4情報又は住所を含む3情報による照会を原則とすること。 ・更新時には、本人から情報をマイナンバーを取得し、登録されているマイナンバーに誤りがないか、確認すること。	
9. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検	[] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	過去の漏えい事案(受給者証を別人に送付した事案。別の案内文書を同時に送付するときに誤って同封したもの)を踏まえ、 ・別の案内文書を送付するときには、同封をやめ、別封筒で送付する。(案内文書や受給者証には住所が印字されており、窓あき封筒で送付することにより誤送付が防止できる。) ・送付前には複数人による確認を行ったことを確認すること。 を徹底する運用としている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月14日	I-3.個人番号の利用(法令上の根拠)	番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 未制定	番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 71	事後	平成27年12月25日官報掲載によるもの
平成29年11月30日	I-4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携(法令上の根拠)	○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・主務省令で定める事務 未制定 ・主務省令で定める情報 未制定	○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・特定個人情報の照会 第59条の3 ・特定個人情報の提供 第19条、第30条、第44条	事後	見直し結果によるもの
平成29年11月30日	I-5.評価実施期間における担当部署②所属長	課長 安永 留隆	課長 小田口 裕之	事後	見直し結果によるもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月4日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言(特記事項)	個人情報取扱特記事項	別記【特】個人情報取扱特記事項	事後	委託基準改正に伴う変更
平成30年7月4日	I-7.特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求(請求先)	長崎市江戸町2-13	長崎市尾上町3-1	事後	庁舎移転に伴う変更
平成30年7月4日	I-8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ(連絡先)	長崎市江戸町2-13	長崎市尾上町3-1	事後	庁舎移転に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言(特記事項)	・本業務において用いるシステムの利用に当たっては、内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ID及び生体認証によるアクセス制限、利用可能端末の制限、システム操作者の使用記録を保存する等の対策を講じる。	・本業務において用いるシステムの利用に当たっては、内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ID及びパスワードによるアクセス制限、利用可能端末の制限、システム操作者の使用記録を保存する等の対策を講じる。	事後	記載修正
令和1年6月28日	I-4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携(実施の有無)	未定	実施する	事後	情報連携実施に伴う変更
令和1年6月28日	II-1.対象人数 いつ時点の計数か	2015/3/31	2019/3/31	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	Ⅱ-2.取扱者数 いつ時点の計数か	2015/3/31	2019/3/31	事後	
令和1年6月28日	Ⅳ リスク対策	-	新設された評価項目の記載	事後	
令和2年12月10日	Ⅱ-1.対象人数 いつ時点の計数か	2019/3/31	2020/3/31	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月10日	II-2.取扱者数 いつ時点の計数か	2019/3/31	2020/3/31	事後	
令和3年8月5日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	○番号法第9条第1項 別表第一 98の項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 71	○番号法第9条第1項 別表第一 98の項	事後	特定個人情報保護評価指針の改正(令和3年2月5日)に伴う変更
令和3年8月5日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第7項 別表第二 ・特定個人情報の照会 118の項 ・特定個人情報の提供 26の項、56の2の項、87の項及び118の項 ○番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 ・特定個人情報の照会 第59条の3 ・特定個人情報の提供 第19条、第30条、第44条	○番号法第19条第7項 別表第二 ・特定個人情報の照会 118の項 ・特定個人情報の提供 26の項、56の2の項、87の項及び118の項	事後	特定個人情報保護評価指針の改正(令和3年2月5日)に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年8月5日	Ⅱ-1.対象人数 いつ時点の計数か	2020/3/31	2021/3/31	事後	
令和3年8月5日	Ⅱ-2.取扱者数 いつ時点の計数か	2020/3/31	2021/3/31	事後	
令和4年7月15日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第7項 別表第二 ・特定個人情報の照会 118の項 ・特定個人情報の提供 26の項、56の2の項、87の項及び118の項	○番号法第19条第8項 別表第二 ・特定個人情報の照会 120の項 ・特定個人情報の提供 26の項、56の2の項、87の項及び120の項	事後	記載誤りを修正 番号法改正(令和3年9月1日) に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年7月15日	Ⅱ-1.対象人数 いつ時点の計数か	2021/3/31	2022/3/31	事後	
令和4年7月15日	Ⅱ-2.取扱者数 いつ時点の計数か	2021/3/31	2022/3/31	事後	
令和5年6月30日	Ⅱ-1.対象人数 いつ時点の計数か	2022/3/31	2023/3/31	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月30日	Ⅱ-2.取扱者数 いつ時点の計数か	2022/3/31	2023/3/31	事後	
令和6年12月18日	表紙 個人のプライバシー等の 権利利益の保護の宣言 特記事項	別記【特】個人情報取扱特記事項	別記個人情報取扱特記事項	事後	委託基準改正に伴う変更
令和6年12月18日	I-3 個人番号の利用	○番号法第9条第1項 別表第一 98の項	○番号法第9条第1項 別表131の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行(令和6年5月27日)に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月18日	I-4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第8項 別表第二 ・特定個人情報の照会 120の項 ・特定個人情報の提供 26の項、56の2の項、87の項及び120の項	○番号法第19条第8項に基づく主務省令第2条の表158の項	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行(令和6年5月27日)に伴う変更
令和6年12月18日	II-1.対象人数 いつ時点の計数か	2023/3/31	2024/3/31	事後	
令和6年12月18日	II-2.取扱者数 いつ時点の計数か	2023/3/31	2024/3/31	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年12月18日	IV 8. 人手を介在させる作業	—	新設された評価項目の記載	事後	
令和6年12月18日	IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	新設された評価項目の記載	事後	
令和7年12月10日	II-1.対象人数 いつ時点の計数か	2024/3/31	2025/3/31	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月10日	Ⅱ-2.取扱者数 いつ時点の計数か	2024/3/31	2025/3/31	事後	
令和8年6月19日	表紙 評価書名	指定難病の支給認定事務 基礎項目評価書	指定難病等の支給認定事務 基礎項目評価書	事後	
令和8年6月19日	表紙 個人のプライバシー等の 権利利益の保護の宣言	長崎県は、指定難病の支給認定事務における特定個人情報ファイルの取扱にあたり、特定個人情報ファイルの取扱が個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼすおそれがあることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	長崎県は、指定難病及び先天性血液凝固因子障害等医療費の支給認定事務における特定個人情報ファイルの取扱にあたり、特定個人情報ファイルの取扱が個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼすおそれがあることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年6月19日	I-1 特定個人情報を取り扱う事務 ①事務の名称	指定難病の支給認定事務	指定難病等の支給認定事務	事後	
令和8年6月19日	I-1 特定個人情報を取り扱う事務 ①事務の概要	<p>【概要】 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、同法で定める者に対して、指定難病の認定・各種変更等の事務を行う。</p> <p>【具体的内容】 新規・更新申請及び変更届の内容により審査を行う。 ・世帯全員の住民票により対象患者、同一医療保険加入者の居住地の確認。 ・対象患者の属する世帯の課税額等により、自己負担額の階層区分を決定。 (調査項目:市町村民税額、生活保護認定状況、年収等) 認定者に対し、自己負担額、高額療養費適用区分を記載した受給者証を交付。</p>	<p>【概要】 難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、同法で定める者に対して、指定難病の認定・各種変更等の事務を行う。 平成17年4月1日付け健疾発第0401003号厚生労働省健康局疾病対策課長通知「先天性血液凝固因子障害等治療研究事業の実施について」(以下「実施通知」という。)に基づき、実施通知で定めるものに対して、先天性血液凝固因子障害等医療費受給者証の認定・各種変更等の事務を行う。</p> <p>【具体的内容】 新規・更新申請及び変更届の内容により審査を行う。 ・世帯全員の住民票により対象患者、同一医療保険加入者の居住地の確認。 ・対象患者の属する世帯の課税額等により、自己負担額の階層区分を決定。 (調査項目:市町村民税額、生活保護認定状況、年収等) 認定者に対し、自己負担額、高額療養費適用区分を記載した受給者証を交付。</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年6月19日	I-3 個人番号の利用 法令上の根拠	○番号法第9条第1項 別表131の項	○番号法第9条第1項 別表131の項 ○番号法第9条第1項に規定する準法定事務省 令の表13の項	事後	
令和8年6月19日	I-4 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第8項に基づく主務省令第2条 の表158の項	○番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条 の表158の項 ○番号法第19条第8号に基づく主務省令の表 173の2の項	事後	
令和8年6月19日	II-1.対象人数 いつ時点の計数か	2025/3/31	2026/3/31	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年6月19日	Ⅱ-2.取扱者数 いつ時点の計数か	2025/3/31	2026/3/31	事後	